

平素より大変お世話になっております。地元衆議院議員の村井英樹です。事業者の皆様向けの新たな対策が措置されましたので、お知らせ致します。是非ご活用下さい。

1. 【カタログ方式 中小企業省力化投資補助事業】（経産省） P2～3

～「カタログ方式」の簡易な申請手続きで、人手不足解消に効果のある投資を支援～

自動清掃ロボット、自動配膳ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、測量機など、汎用製品の導入を1/2補助します。

本補助金は、『カタログ』に掲載された製品が対象で、申請が比較的簡易です。カタログは補助金HP (https://shoryokuka.smrj.go.jp/product_catalog/) から確認いただけます。掲載製品は、随時追加予定です。

補助上限額は、従業員数ごとに異なり、賃上げを行った場合、上乘せとなります。

- ・従業員数5名以下 200万円(300万円)
- ・従業員数6～20名 500万円(750万円)
- ・従業員数21名以上 1,000万円(1,500万円)

最初の公募は6/25(火)から7/19(金)まで。その後も、2次公募、3次公募が行われる予定です。

2. 【さいたま市の地域デジタル通貨】（さいたま市） P4～8

～さいたま市の地域デジタル通貨が利用できる加盟店を募集中です～

7月31日から、さいたま市の地域デジタル通貨「さいコイン」の利用が始まります。「さいコイン」は、市内の加盟店で使える電子マネーで、『さいたま市みんなのアプリ』というスマホアプリで利用できます。

また、地域貢献活動や、「さいコイン」のチャージ時等に進呈される「たまポン」というポイントも、こちらのアプリでご利用いただけます。

今後、市では、総額4億円分のポイント付与や、チャージ額に応じた3%相当のポイント付与キャンペーン等を予定しています。サービス開始の7月末と同時にスタートするには、6月末までの加盟店申し込みが必要です。

現在、登録を受け付けていますので、是非ご登録ください。

何かございましたらお気軽に村井英樹事務所にご連絡下さい。迅速に対応させていただきます。

【お問合せ先】

浦和区の方 （担当：相馬 090-1218-3091、尾崎 080-5378-9403）

緑区の方 （担当：石井 080-5505-1911）

見沼区の方 （担当：舟本 080-6888-2962）

人手不足を乗り越え、生産性向上を目指す皆様へ

中小企業省力化投資補助事業

STEP1 対象要件

- 中小企業等が、事務局HPに公開する補助対象製品のリスト(カタログ)に登録された製品から選んで省力化のための設備投資を行い、**生産性 年平均成長率3%向上**を目指す事業計画※に取り組むこと。

※省力化で削減された工数分の人員削減を行うものは対象外

- (賃上げによる補助上限額引き上げを適用する場合、) 補助事業終了までに**給与支給総額6%・事業場内最低賃金45円以上の賃上げ**に取り組むこと。

STEP2 申請手続

- 公募要領で**補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等**を確認
- **カタログを参照して製品を選び**、販売事業者に連絡
- **GBizIDを取得※**のうえ、電子申請システムにより販売事業者と共同申請

※本補助金の申請にはGBizID (アカウント) の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

STEP3 事業実施、フォローアップ

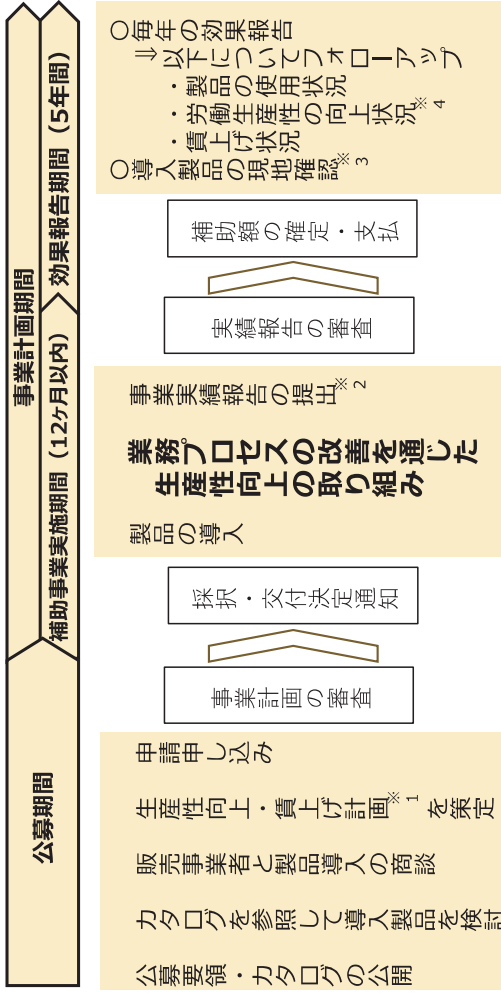
- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
- **補助事業実施期間内に省力化製品の導入を行い、実績報告書を提出**
- **申請時の事業計画に基づき毎年度効果報告を提出※**

※5年の間、効果報告では、「製品の継続利用確認」、「賃上げ実績」、「付加価値向上実績」を提出いただきます。なお、本事業で発生した利益は収益納付いただく必要があります。

※補助上限等の詳細は裏面をご確認ください。

注意：購入した製品の売却や転用、破棄等には制限が課され、残存簿価相当額等を返納いただく必要がございます。

申請から事業終了までの流れ



※1) 補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上 かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とした計画を策定いただく必要があります。
 ※2) 補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合、交付減額となる場合があります。
 ※3) 確認できない場合は、交付決定取り消しとなる場合があります。
 ※4) 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定取り消しとなる場合があります。

支援枠・類型の概要

枠	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6~20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1,000万円(1,500万円) ※補助事業実施期間内に一定以上の賃上げを達成した場合、()内の額に補助上限を引き上げ	1/2

※) 国・独立行政法人等が目的を指定して支出する他の制度との重複(診療・介護報酬対象事業や一次産業)を含む事業は補助対象となりません。

制度の詳細や
お問合せ先は
事務局HPを
ご確認ください



業種ごとの活用イメージ

物流業×無人搬送車

倉庫に無人搬送車を導入することで、棚替え業務を省力化し、多くの受注をこなすようにすることで生産性を向上。

宿泊業×自動清掃ロボット

旅館において、自動清掃ロボットを導入することで受付の人員を増強し、手続きの迅速化・おもてなし等で顧客満足度を向上させ、高付加価値化。

飲食業×

スチーマコンベクションオープン(プログラム機能付き調理器具)

人手不足の解消のため、複数の料理を同時かつ大量に自動加熱調理可能とする。

対象となる機器の類型

機器カテゴリ		対象業種	対象業務プロセス
A	清掃ロボット	宿泊業、飲食サービス業	施設管理
B	配膳ロボット	飲食サービス業、宿泊業	配膳・下膳
C	自動倉庫	製造業、倉庫業、卸売業、小売業	保管・在庫管理、入出庫
D	検品・仕分システム	倉庫業、製造業、卸売業、小売業	資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫
E	無人搬送車（AGV・AMR）	倉庫業、製造業、卸売業、小売業	資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫
F	スチームコンベクションオーブン	飲食サービス業、宿泊業、小売業	調理
G	券売機	飲食サービス業	注文受付
H	自動チェックイン機	宿泊業	受付案内、予約管理、請求・支払、顧客対応
I	自動精算機	飲食サービス業、小売業	請求・支払
J	タブレット型給油許可システム	小売業	給油
K	オートラベラー	倉庫業、製造業、卸売業、小売業	加工・生産、梱包・加工、保管・在庫管理
L	飲料補充ロボット	小売業	飲料補充業務
M	デジタル紙面色校正装置	印刷・同関連業	印刷
N	測量機	建設業、専門・技術サービス業	調査・測量、施工、検査

「さいたま市みんなのアプリ」が始まります

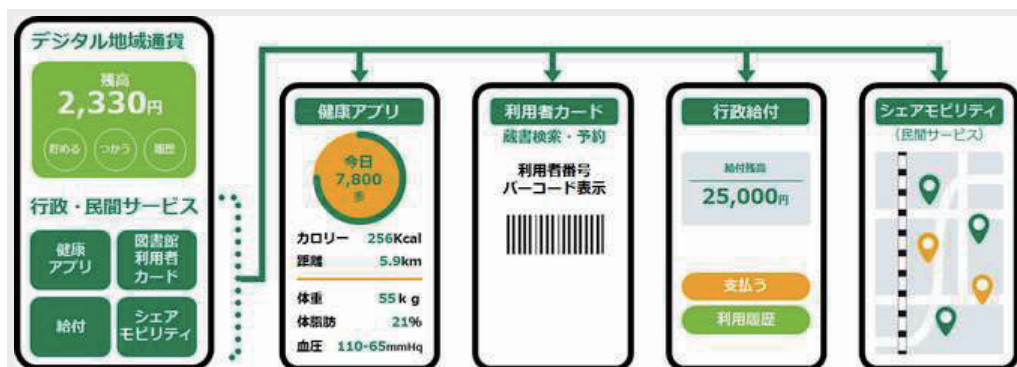
[このページを印刷する](#)

「さいたま市みんなのアプリ」とは

「さいたま市みんなのアプリ」とは、デジタル地域通貨を含む様々な行政サービスやお得な民間サービス等をまとめた、スマートフォンアプリです。

なお、「さいたま市みんなのアプリ」は、地元の経済団体、企業等及びさいたま市が出資し、さいたまの地域商社として設立された「株式会社つなぐ」がサービス運営を行います。

様々な公共サービス・準公共サービスと民間の柔軟なサービスをつなぎ、得られるデータや利益は地域社会へとつなぎ、地域課題の解決につなげていく。はじめは小さな芽ですが、みんなで市民アプリを使って、暮らしをより豊かにする大きな木に育てていきたいと思います。



「さいたま市みんなのアプリ」イメージ図

デジタル地域通貨とは

デジタル地域通貨とは、「さいたま市みんなのアプリ」で提供する市内の加盟店で使える新たなキャッシュレス決済サービスです。「さいコイン」と「たまポン」の2種類があります。

「さいコイン」…銀行口座・クレジットカードによりチャージいただける電子マネーです。加盟店全店でご利用いただけます。

「たまポン」…地域貢献活動や「さいコイン」のチャージ時等に進呈されるポイントです。一部の店舗を除く加盟店でご利用いただけます。

「さいコイン」「たまポン」の利用を促進する施策を予定しています。

- ・総額4億円分のポイント付与キャンペーンの実施
- ・市の各種事業における給付などで「さいコイン」「たまポン」を付与
- ・令和6年度中は、チャージ額に応じて3%相当のポイントを付与

サービス開始予定

令和6年7月31日（水曜日）

サービス内容

- 関心がある分野を選んで、行政からのお知らせを受け取ることができます。
- 図書館利用者カードを市民アプリに取り入れ、スマホ1つで本を借りることができます。
- 医療機関を検索し、診療時間や保有設備、対応可能な疾患などを調べることができます。
- デジタル地域通貨で、市内の加盟店でのお支払いができます。

8月以降のサービス拡張予定

- 市の相談窓口を予約し、ビデオ通話で相談できるようになります。
- アンケートや意見募集を行うことで、市民の皆様の声を行政に届けやすくなります。
- 健康マイレージポイントでの抽選応募のほか、健康維持に資する取組やボランティア活動などでポイントが貯まるようになります。
- デジタル地域通貨で、民間のシェアサイクルクーポンを購入できるようになります。

ほかにも、サービスを順次拡張していきます。

加盟店募集

デジタル地域通貨「さいコイン」「たまボン」の加盟店を募集しております。

デジタル地域通貨を導入することで、現金管理の手間が減りコストを削減できるだけでなく、市民アプリへの広告掲載やクーポン配布などを実施しやすくなります。また、多くのお店に加盟店になっていただくことで、地元にお金流れやすくなり、お店が元気になります。

加盟店申込みについて、詳しくは[こちら](#)

関連リンク

[▶ 株式会社つなぐ](#)

この記事についてのお問い合わせ

経済局/商工観光部/地域活性化推進室
電話番号：048-829-1396 ファックス：048-829-1944

[▶ お問い合わせフォーム](#)

[サイトマップ](#) [当サイトについて](#) [ご利用ガイド](#) [アクセシビリティポリシー](#)

さいたま市役所

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
電話：048-829-1111（代表）
※さいたまコールセンターにつながります。

開庁時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）
※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。
法人番号 2000020111007

＼ さいたま市デジタル地域通貨 ／

さいコイン

たまポン

加盟店募集のご案内



ABOUT

さいたま市デジタル地域通貨 「さいコイン」「たまポン」とは



新たにスタートするさいたま市内の加盟店で
使えるキャッシュレス決済サービスです。

（行政サービスやお得な民間サービスをまとめた「さいたま市みんなのアプリ」の中の1機能）



さいコイン

さいたま市内の加盟店で
使える電子マネー

※加盟店全店で利用可能。

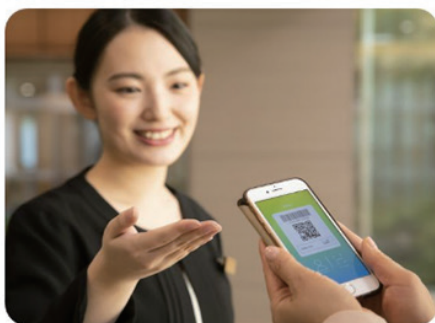
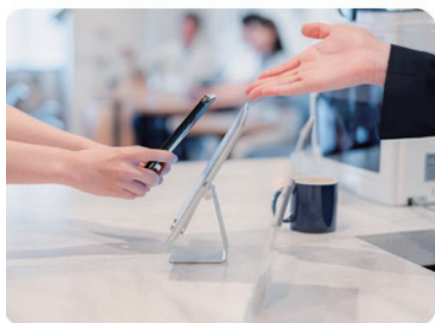


たまポン

「さいコイン」のチャージ等でもらえるポイント

※一部店舗を除く加盟店で利用可能。

- ・ サービス開始に合わせて総額4億円分のポイント付与キャンペーンを実施！
- ・ 市の各種事業における給付などで「さいコイン」・「たまポン」を付与予定！！



導入のメリット

01



導入費用&月額固定費 0 円

※決済額の1.8%（税抜）を決済手数料としてご負担いただきます。

- 専用端末不要、店頭でQRコードを置くだけ！
※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。
- ステッカー、ポスターなどの販促ツールも提供！

02



「さいコイン」「たまポン」利用者・利用額が
どんどん増える施策がたくさん！利用特典が続々！

- 令和6年度中は、利用者にチャージ額の3%ポイント付与
- 新規利用者に総額4億円のポイント付与キャンペーンを実施予定！
- 他にもポイント還元キャンペーンも随時実施予定！

※市外からの来店者も利用可能！

03



プロモーションとしてもつかえる便利な機能

「さいたま市みんなのアプリ」には、約20万人が利用する図書館利用者カードなど便利な機能を搭載。※随時サービス拡張予定。

お店のお得なクーポンやキャンペーン情報を発信可能！

※一部オプションサービス（有償）となる場合がございます。

導入までの流れ

ご利用開始まで約1ヵ月！

サービス開始の7月末と同時にスタートするには6月末までの申し込みが必要です。

STEP
01

お申し込み

WEBフォームより
お申し込み

STEP
02

加盟店審査

お申込み次第
審査を開始します
（約7日～10日）
※申込に不備がない場合

STEP
03スターターキット
送付

加盟店様ツール
決済QRコード
ステッカーなどお届け

STEP
04

ご利用開始

マニュアルを参考に
ご利用開始
（7/31～スタート）

※審査時期により、加盟店様ツールのお届けに時間がかかる場合がございます。

※審査によって導入できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

加盟店参加資格



取扱加盟店の登録資格は、当該事業に参加を希望するさいたま市内の店舗（事業所）とし、次に掲げるものが営業するものを除く。

- ① 市外店舗等（市外の店舗及び移動販売など営業場所が固定されておらず、主たる営業場所が市外である場合をいう）
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
- ③ さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に掲げる暴力団又は第2条第2号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- ④ 公営賭博の営業（支払い）に関わるもの
- ⑤ 特定の宗教または政治団体と関わるもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 運営団体が不適当と認めるもの

責務等次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 利用者が地域通貨を持参したときは、地域通貨額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- ② 加盟店であることが明確になるよう、ステッカー、QRコード、ポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- ③ 店舗専用のQRコードを読み取るように案内をし、読み取り後、購入金額を入力するように案内を行うこと。
支払い完了画面はしっかり確認すること。
- ④ 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。
また、その旨運営団体にも報告すること。
- ⑤ チャージした地域通貨での直接換金及び商品仕入れ等への使用は行わないこと。
- ⑥ 運営団体が行う調査へ協力すること。
- ⑦ 本事業加盟店規約を遵守するとともに、運営団体からの指示に従うこと。
- ⑧ 本事業の運営に協力すること。

※加盟店規約全文は下記にてご確認ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

[加盟店規約全文コチラ](#) 

[申し込みはコチラ](#) →

[お問合せはコチラ](#) →

さいたま市 デジタル地域通貨 加盟店登録専用コールセンター

☎0570-051-789

営業時間 11:00-19:00（平日営業）

※営業日・時間は変更になる場合があります。